

「学校法」へのスクールロイヤー導入の意義と可能性

The Significance and Possibility of School Lawyer Introduction in “School Law”.

山本裕詞*

Yuji YAMAMOTO

It's the purpose of this paper to make clear that the significance and a possibility of introducing a school lawyer system into “School law”. Many researchers are interested in “collaboration with other occupations at school”, however little study has been done to see how they affect changes in “School law”. Therefore in this paper, the impact of incorporating the school lawyer system into “School law” is clarified by focusing on and analyzing the position and the contract of the “school lawyer” from in the discussion of previous studies.

1. はじめに

本稿の目的は、現在、検討されている全国的な規模でのスクールロイヤー導入の意義と可能性とを、いわゆる「学校法」¹⁾の整備期と考えられる今日の状況との関係において明らかにすることである。すなわち、教育基本法の全部改正以降に顕著となっていると指摘される「教育の法化」現象²⁾を踏まえた「学校法」整備の現状や、近年みられる学校への教職以外の他職種導入の動向との関係にも注目しながら、公教育としての学校教育の存在意義や、その問い直しの方向も視野に入れた考察を進めていく。

ここには、「学校法」がその効力範囲を拡大させながら整備を進めていく現状や学校への教職以外の他職種導入が進む状況は、学校が社会に開かれていく過程であると同時に、それともなって公教育としての学校教育の在り方そのものの問い直しを論理内在化した動向であるとの筆者の仮説的な解釈がある。

2. 文部科学省と日本弁護士連合会の二つの「スクールロイヤー」像

2019年9月24日、萩生田光一文部科学大臣は、記者会見においてスクールロイヤー（学校弁護士）の配置に向けての進捗状況を質問され、「いじめや虐待などの問題について、学校における教員の皆さんの法的相談に対応したり、あるいは法的側面からのいじめなどの予防教育を行ったりするなど、法律の専門家である弁護士がその専門的知識、経験に基づいて学校や教育委員会を支援する体制の整備が必要である」と考えてきたとし、「今年1月のですね、中教

※ 人間生活学科

審答申において、学校への過剰な要求も含めた、学校を取り巻く諸課題について法的助言等を行うスクールロイヤーの活用促進が提言されていることも踏まえて、今年度新規ですすね、地方財源措置、地財要望を今、総務省に行っているところでございます」と述べた。また、「ただ今までも各自治体は顧問弁護士さんというのがいて、何かあった時には教育委員会もそういう人たちに法的な相談はしていましたけれど、これだけ多様な教育の問題が出てきていますから、少しその教育に専門的な知識を持った弁護士さんがあらかじめ登録をしておいていただければ、非常に相談もしやすくなるし、的確なアドバイスを頂けるんじゃないかと思ってまして、そういう世の中づくりを目指して、是非、導入をしていきたいなと考えています」(下線は引用者)とも述べた³⁾。発言内容(特に下線部)からは、学校教育の法的守護者としての期待がスクールロイヤー導入の誘因になっていることが伺える。

一方、弁護士団体(日本弁護士連合会)の側も、既に2018年1月18日付けで『「スクールロイヤー」の整備を求める意見書⁴⁾』を出しており、その中で「各都道府県・市町村の教育委員会、国立・私立学校の設置者において、学校で発生する様々な問題について、子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点を取り入れながら、法的観点から継続的に学校に助言を行う弁護士を活用する制度を構築・整備するよう求める」(下線筆者)とし、同時に文部科学省に対して、「スクールロイヤー制度について調査研究を行い、その活用を推進するための法整備及び財政的措置を講じるよう」求めた⁵⁾。

学校で発生する諸問題を対象に、継続的に学校(教育委員会)へ助言等をするのが期待されている点で両者の見解は共通点を持つ。しかし、スクールロイヤーが権利を保障すべき対象は誰なのかという観点に立つと、前者の弁護士の立ち位置が不鮮明であるのに対して、後者は「子どもの最善の利益を念頭に置きつつ、教育や福祉等の視点」を取り入れることが明記されていることに気付く。そもそも両者に先立って2017年12月に出された中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」において、弁護士会等と連携した「学校における法律家の活用⁶⁾」が提言されていたが、そこでは教職以外の専門職について「少数職種が孤立しないよう」という限定付きながら、「専門性や立場の異なる人材をチームの一員として受け入れること」や「学校教育に参画する専門スタッフにも、子供の教育を共に担っていくチームの一員であるという意識が求められる」とし、「多職種による協働の文化を学校に取り入れることが大切である⁷⁾」との多職種協働文化の導入を前提としての「チームとしての学校」観が提言されている。一方で「チームとしての学校」は、そのチームの範囲について「校長の指揮監督の下、責任を持って教育活動に関わる者とするべき⁸⁾」であり、校長には専門スタッフの「職業文化の違いに配慮したマネジメントが求められる⁹⁾」として、校長がリーダーシップを発揮した学校の裁量拡大が構想されている。

以上からは、業務独占資格である弁護士資格に裏打ちされた高度な専門性を持つスクールロ

イヤーと、学校教育法上の校長の校務掌理権及び所属職員監督権¹⁰⁾との権限関係を、どのように考えるべきであるかという疑問が生じてくる。そしてこの疑問は、学校(教育委員会)を法的に守り校長権限を法的に強化することを目的とするスクールロイヤー像と、子どもの最善の利益の観点から、時には学校(教育委員会)との対立も辞さないスクールロイヤー像との関係をどのように考えるべきかという問題にも波及していく。これらを考察する際には、「チームとしての学校」成立の前提となる「多職種による協働の文化を学校に取り入れること」によって変化する新たな「学校」への社会的期待が明らかにされる必要があると思われる¹¹⁾。

3. 先行研究にみるスクールロイヤー導入の議論

前項で自覚できた問題意識を念頭に置いて、スクールロイヤー導入に関する先行研究を整理する。まず、スクールロイヤー導入の先駆的自治体として知られている滋賀県や大阪府の導入以前の段階のものとしては、安藤博の「スクールロイヤー論—学校に教育弁護士の力を—」¹²⁾がある。安藤は司法改革の中で変わっていく弁護士の役割・業務を、従来の「ビジネスか社会正義かという言い方」ではない「法律サービスになってくるだろう」と予測し、和田等の文献¹³⁾を参照しつつ「従来の訴訟代理人から相談や交渉と和解が重要な仕事になる」と予測している。安藤は「サービスは、もともと仕えることを意味するから利用者の側に立つ」としながらも、学校教育紛争に対しては「スクールロイヤーが中立的な立場から問題点をとらえ、解決に向けて早期に動くこと」がきわめて有効であるとする。相矛盾するように思える「利用者の側に立つ」と「中立的な立場」の関係は「紛争を学習化する視点を持ち、その仕組みをつくること」によって両立が可能になる。安藤は先の和田等の文献から「依頼人の主体性を大事にし、当事者の語る言葉に共感をもって聴き、そこから問題解決の手がかりを得、紛争を通じて開かれる当事者自身による新たな関係形成を支援する役割を果たす」という「関係志向的弁護士」を引用し、これをスクールロイヤーの「教育サービス」として位置付け「制度的には学校内対応が困難と予想されるもめごとについて、早期解決のため法律の専門家として学校に派遣される」としている¹⁴⁾。安藤の考察は、既に2004年時点において、スクールロイヤー配置の本質的課題とその克服の方向性を洞察したものと評価できる。

次に、2016年度、文部科学省の次年度概算要求に、初めて「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」が計上されたことを受けた菱村幸彦の解説記事がある¹⁵⁾。弁護士が、その専門性に基づいて、いじめの防止等の対策に関わることを通して、法令に基づく対応の徹底、保護者と学校等のトラブル解決等の実効性向上を図るという調査研究目的が紹介され、その背景には、文科省のいじめ防止対策協議会における議論や、2013年に出された津市立中学校の生徒いじめ自殺事件について検証した第三者委員会の報告書の中での「スクールロイヤーの制度化」の提言があることが指摘されている。なお、菱村の要約によれ

ば、当該報告書におけるスクールロイヤーの役割は「①匿名によるいじめ被害の訴えの受け皿、②被害者の徹底的で継続的なサポート、③加害者との間への介入、④被害者側と加害者側の関係調整、⑤犯罪行為が生じる前の法的アドバイス、⑥被害者の人間関係に対する信頼回復へのサポート等」であり、その立場が被害者の利益保護に重点化されたものであったことがわかる。また、菱村は自治体で始まった先導的実施事例として「大阪市、堺市の教育委員会では、13年度から制度をスタートさせた」ことを紹介するとともに、スクールロイヤーに対するニーズがいじめ問題以外にも「保護者の理不尽なクレーム、児童生徒の不登校、深刻な暴力や非行、学校管理下の事故、給食費の滞納等々、さまざまな法的問題を伴うトラブルの対応」があることを指摘し、文科省が進める「チーム学校」構想の下、「教員以外の専門家として、スクールロイヤーの導入も必要と考える。『スクールロイヤー活用に関する調査研究』は、その実現に向けた第一歩となるか」と締めくくっている。学校における弁護士ニーズが、いじめ問題をはじめ多様に広がっていることを指摘しているが、本稿の関心事である弁護士の立ち位置については調査研究の動向に注目するスタンスをとっている。

次に、自らも大阪府教育庁においてスクールロイヤー事業にスーパーバイザーとして活動している三木憲明の報告¹⁶⁾が注目される。三木は、2017年夏、スクールロイヤー事業を全国でパイロット的に始めるとの文科省発表を受けて、文科省が考えるスクールロイヤーが「主として、いじめ、保護者のトラブル対応について、学校、教育委員会が弁護士の支援を仰ぐものと構想されているようである」と紹介し、これを大阪府教育庁の事例から「約500件の相談実績のうち大半が保護者対応に関する相談と思われる」と裏書きする。しかしその一方で、「スクールロイヤーの役割はそれだけではない。スクールロイヤーの本質は、学校、教育委員会の代理人(代弁者)的役割にあるのではなく、子ども、保護者と学校、教育委員会をつなぐ調整役として、子どもの最善の利益を基軸としたアドバイスを行うという役割こそ本質的なものである」と明言し、過去に関わった滋賀県でのスクールソーシャルワーク事業での経験を引きながら、スクールロイヤーに求められる「思考の枠組み」を考察している。三木によれば、それは「法的思考(リーガルワーク)と福祉的思考(ソーシャルワーク)の『掛け算』である必要がある」のであり、そう考える理由は、「『毅然と』切り離すだけでは解決に遠く及ばず、結局のところ、子どもの最善の利益には適わないことになってしまうから」と激しいクレームを教師に浴びせる保護者の例を用いて、その保護者の背景理解が問題解決には欠かせないことを説明している。

先に確認した安藤が取り上げた「関係志向的弁護士」にも重なる提言といえよう。三木はさらに当該制度の課題にまで思考を進め、前述した保護者の背景理解に見るような「アセスメントとプランニングという福祉的手法(ソーシャルワーク)は一般的な弁護士にとって必ずしも馴染み深いものとはいえない」し、「子どもの最善の利益を基軸として、学校、教育委員会の

代理人(代弁者)としてではなく、中立・公平な第三者的視点に基づいてアドバイスするという立場性も、伝統的な弁護士の職責からするとやや分かりにくい」として、それに対応できる「経験・素養を備えた弁護士をいかに養成していくかが大きな課題である」としている。

三木と同時期に制度導入の説明記事を公表した加茂川は、自らが文科行政職にあり、その際スクールカウンセラー制度の導入期を担当した経験から、「スタート時点で大切であったのは教師とは異なる外部性(外からの視点)と専門性で、学校が一目置かざるを得ない優秀なSCの派遣に努めた」とし、「学校の組織や文化が時代とともに変わっていく好例だろう」と位置付け、スクールロイヤーへの応用を示唆している¹⁷⁾。また、学校における働き方改革に関する緊急対策との関係でも「外部専門家のアドバイスは極めて有意義」として、その理由を「労働法制に明るい管理職は少ないばかりでなく、閉鎖的な学校文化の下での抜本的な改善を進めるにはパワーが必要となるからだ」と説明している。

これらに対して、スクールロイヤー制度導入に疑問を呈する立場のものとしては、寺脇の記事がある¹⁸⁾。寺脇は2018年度に文科省によって制度活用に関する調査研究が行われたことを「すべてが法的問題になり得る『訴訟社会』である米国の制度であるため、必ずしも日本の学校現場に適合するかどうかを見極める段階だから」と説明し、この段階での導入は、「現状では、学校現場の事情に詳しい弁護士はほとんどおらず、学校、生徒、保護者それぞれの立場をちゃんと理解していないと教育現場にとってありがたい迷惑になりかねないとの見方も専門家から出ている」としている。先の三木の課題把握と重なるが、結論は対照的である。

最後に、本稿が関心を寄せる教育現場との関係において弁護士の立場を自覚的な課題として捉えている先行研究を整理する。

ここで注目されるのは、近畿弁護士会連合会、民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会編『事例解説 教育対象暴力～教育現場でのクレーム対応～』¹⁹⁾である。同書は「理想の教師像の行き過ぎた呪縛から教育現場が解放されない限り、真の教育の理想は実現できません。その意味で、『教育現場における不当要求』ではなく、あえて『教育対象暴力』と呼ぶことによって、理想のみでなく現実も直視し、教師の呪縛を解きたいと考えるのです」と述べて、教師の「法的義務」と「努力目標」とを明確に区別することが、実現不能な要求の前に教師が疲弊してしまう「学校の悲劇」を脱する方法であると主張する。教育現場のヒアリング調査結果をもとに、学校への「不当要求・過剰要求」を「①民事暴事案類型」(教育問題にかこつけて、金銭その他の利益を得ようとする若しくは暴力を振るうケース)、「②行政対象暴力類似類型」(教育問題にかこつけて、困らせるためだけのクレーム)、「③熱心な普通の親が行う学校への過剰要求型」(子どもの教育のことを考えての行動であるが、学校が応じる義務がないことまで過剰に要求するケース)に分類し、「①から③に行くに従って、専門領域が、弁護士の領域から、教育者としての教師の領域」²⁰⁾へと移っていくとしている。同書は88の事例を対象に、

その「論点」を示し、学校や教職員が負うべき「法的義務の有無」を整理した後に「具体的対処法」を論じる構成となっている。つまり、スクールロイヤーの立ち位置は公教育としての学校の側に立って、法的専門性から教育諸問題を整理していく役割が基本となっている。それによって学校と教師の健全化を図り、子どもの学習権を充足させようとするものである。まさに、本稿冒頭で取り上げた文科大臣が記者会見で述べたスクールロイヤー像と重なるものと思われる。

これに対して、小野田正利は『「迷惑施設」としての学校 近隣トラブル解決の処方箋』²¹⁾の中で『事例解説 教育対象暴力』を取り上げ、「困難な保護者対応トラブルに直面している学校関係者にとっては『喉から手が出る』ほど欲しい本が刊行された」と評価する一方で、「ただし、個別事案は異なる事情があり、同書で扱われた88の事例は正しく読み込む必要がある」と警鐘を鳴らしている²²⁾。小野田は「実際のトラブルの解決は、個別の背景事情に加えて、その学校や教師たちの現実の力量や見通す力との総和で決まるものである」とし、「学校側が相手との関係を『切らず』に、いかに『つながっておく』努力をするか」「相手の心中を忖度することがはじめの一步」とする等、学校や保護者・児童生徒、住民等との関係形成を重視している。

また、スクールロイヤーの学校現場への関わり方を類型に整理して考察した先行研究としては、神内聡等の「学校現場への弁護士の関わりの諸様態と課題」²³⁾が注目される。神内等は「学校現場における弁護士の関与の3類型」として、「(1) 個別の委託契約に基づいて弁護士が関与するスタイル」、「(2) 顧問弁護士として関与するスタイル」、「(3) 組織内弁護士として関与するスタイル」に整理している²⁴⁾。(1)は依頼者の側に立つケースであり、それが「学校(設置者)」の場合もあるが、「多くは子ども・保護者(親権者=法定代理人)が依頼者のケースである」。(2)は、「地方公共団体や学校法人の顧問弁護士として、顧問契約に基づいて学校現場に関与するスタイル」であり、文科省が想定するスクールロイヤーも当該タイプの発展形とされている。(3)は、神内自身が実践者であると紹介されているが、「学校内弁護士」として委任契約ではなく、雇用契約に基づき、教職員として学校に勤務するものである。「児童生徒や保護者と直接接し、管理職教員や同僚の教員に対して直接なりーガル・サービスを提供できる」一方で、「一般教員から労務関係の法律相談などを受けることは」、校長などの管理職教員の監督下で弁護士業務を行うことから「利益相反になる可能性が高い」としている²⁵⁾。校長の監督権との関係からは、スクールロイヤーが外部性を担保された形で関与する重要性を感じる指摘である。

この利益相反の問題を強く意識した先行研究として、ストップいじめ!ナビ スクールロイヤーチーム編『スクールロイヤーにできること』²⁶⁾がある。同書の特徴は、スクールロイヤーは「場の法律家」として、「学校という『場』そのものを守るため、教育現場から人権侵害を

無くしていくために活動する」²⁷⁾ことを強調している点である。それは同時に「特定の個人の利益を実現する役割」は「担わないことを意味」とし、「校内で発生する紛争については、弁護士が法律及び職業倫理上禁じられている利益相反の問題を常にはらんでいる」ことから、スクールロイヤーは、「校内の紛争と一定の距離を置かなければならない」としている。さらに自治体との契約時にはスクールロイヤーは「自治体の法律家ではなく『場の法律家』として学校現場で活躍し」、「個別の事件で自治体や学校の代理人とはならないこと」を「強調しておかなければ」ならず、さもないと「自治体が依頼者として扱われることを求めてしまい、通常の顧問弁護士と差別化が図れ」²⁸⁾ないことになると、その立場の性質を説明している。

以上のように、先行研究を俯瞰して見ると、大きくは権利保障の対象を学校(教育委員会)、あるいは教師側とする文科省や近畿弁護士会連合会のパターンと、児童生徒の最善の利益を追求する観点を持ちながら立場上は中立的な立場で法的に対応するパターンに分かれることが確認できる。前者よりも後者がより理想的であることは明らかであると思われるが、後者の場合、校長とスクールロイヤーとの権限関係等、「チームとしての学校」観を如何に形成するかという問題が顕在化してくる。

4. 新たな職による「学校法」の変化と「学校」への社会的期待

筆者は別稿において、学校法体系へのスクールソーシャルワーカーの導入が、既存の社会的な「学校」観を変化させる可能性があることを、児童生徒の法的地位論を用いて論証した²⁹⁾。以下、重複する部分があるが、考察の必要上再録する。学校における生徒の法的地位は、今日通説とされる「学校部分社会論」によって解釈されている。例えば昭和52年の富山大学単位不認定事件に対する最高裁判決では、「国公立学校は、『一般市民社会の中であって、これとは別個に自律的な法規範を有する特殊な部分社会』であって、法令に格別の規定がない場合でも、校則等によりこれを規定し、実施することのできる自律的、包括的な権能を有すると判示しており、公立学校という『部分社会』において、法律の根拠によらなくても、社会通念上合理的な範囲内で、その秩序維持又は目的達成の観点から・・・(一部略)・・・一定の範囲で児童生徒の権利を制限することができる」とされている³⁰⁾。「特殊な部分社会」の特殊性は、社会一般による期待を背景に成立しているわけで、その内実は現実の学校実態とそれを支える法的根拠から論理的に類推されるものと考えられる。したがって、「学校法」に児童の最善の利益を追求することを自らの専門性として謳うスクールソーシャルワーカーが加わることや、コミュニティースクールの導入によって校長の教育方針承認権が学校運営協議会に授権されるような状況は、児童の最善の利益を図ることが学校の役割に加わることの明示と解釈することができ、また、学校の教育方針は保護者や地域住民から選ばれる委員たちの合意によって成立するという新たな「学校」教育のイメージが形成されていることを示している。このような変化に伴っ

て、校長の校務掌理権や職員監督権も、大きくその内実を変えていることが考えられるのである。さらに、ここに業務独占資格である弁護士資格を持つスクールロイヤーが導入されようとしているのである。校長との関係においては、弁護士の専門性の高さから、服従的關係となることは考えにくいし、適当でもないであろう。先行研究の指摘にもあったが、自治体との契約時に自らの役割を制限的に位置付けることで特定利益を代理することから距離を取り、弁護士法第1条第1項で示された弁護士の使命である「基本的人権の擁護」及び「社会正義の実現」にあたっていくことを考えれば、利益相反状況となりやすい教育現場からは一定の距離を確保することも重要であると考えられる。

5. おわりに

公教育権の発生に関する従来の教育法学的理解を振り返れば、子に対する教育権限の発生を親の自然権に位置付けながらも、片や議会制民主主義を介して国家が代理する「国家の教育権論」と、片や「親義務の共同化」という論理的プロセスを介在させることで親の教育権限を教師へ「委託」する「国民の教育権論」とがあった³¹⁾。しかし、西原博史が指摘するように、両者はともに「子どもの興味関心の多様性や、その認識を踏まえた教育の本質的な私事性を認める基盤とはならなかった」³²⁾のであり、かえって「学校特別権力関係論」や「学校部分社会論」の解釈を許し、結果として児童生徒の個々の主体的な権利実現に大きな抑制をかけることになっていた。公教育の存在意義に関して、それが子自身の学ぶ権利とその照応としての親の教育を受けさせる義務(親の子を教育する権利を内包する)という、本来は私事から発生し、それを組織化・共同化することによって、これを社会的に保障しようとする論理によって成立しているということは忘れてはならない。しかし当該論理の特徴には、複数の予定調和を前提としているという欠点がある。すなわち、子の学ぶ権利(教育を受ける自由)と親の子を教育する自由の予定調和、子の学習権を保障する親の義務は、組織化・共同化が可能であるとする予定調和、それらが国家によって社会的に実現されるとする思想的背景には、議会制民主主義を介する政治的決定と子どもたちの教育への未来投資に対する有権者の意思に関する予定調和が前提になっている。この責任主体不在の予定調和の重層的構造の下に成立してきた「学校」観が、個々の子どもの権利を見失わせ、一方で教師への過大要求を許してきた。「児童生徒の最善の利益の追求」を視野に入れるスクールロイヤーの「学校法」への導入は、法的関係を整理しながら、「児童生徒の最善の権利」を追求すべく、校長との権限上の緊張関係や保護者との間で「関係志向的弁護士」として機能することで、関係者の合意に基づく「学校」像の再構成の可能性に開かれているのである。

○本研究は、日本学術振興会科学研究費助成事業2019年度基盤研究(C) 課題番号19K02790

「教育政策における政策終了メカニズムに関する実証研究」（研究代表者 山本裕詞）の一環として行ったものである。

【註】

- 1) 佐々木幸寿『学校法』学文社 2017年4月 4～7頁。
佐々木は「学校教育と他の教育領域との違いは、学校教育には、国家による一定の直接的な関与（保障）が前提とされていること、教育活動が体系的、組織的に行われる性質を有していること、専門性が国の制度によって担保された教員が学校教育を担うこと等がその特性として理解される」としている。さらに「現代においては、教育機会の実質的保障、一人ひとりの学力の保障など、いわば『対教育課題』の観点から真性の教育原理を反映した法的原理を追及していくことが求められている」と述べ、「現代の文脈を踏まえた新しい学校法の原理を創造していく必要がある」としている。筆者もこれに賛同し、本稿において「学校法」とは、憲法教育基本法体制を基盤として成立している公教育としての学校に関わる法体系全体を意味する概念として用いることとする。
- 2) 「教育の法化」現象は、坂田仰「価値観の多様化と学校教育の法化現象：権利調整型学校教育の必要性」『スクール・コンプライアンス研究』日本スクール・コンプライアンス学会編2013年（1）6～3頁。青木一、茜谷佳世子「教育課題への対応の法化現象：学校現場における『いじめ防止対策推進法』の取組の現状とその課題」『学校教育研究』日本学校教育学会 2014年（29）29～43頁。等、教育基本法の全部改正による「教育の目標」の法定以降、近年広く指摘されている。教育と法のそれぞれが独自の性質と限界を有する中で、「法化」による教育の権力統制が進む構図が懸念されると同時に、教育現場における多様な要求の調整や情報公開の進展については、その可能性を期待する向きもある。
- 3) 萩生田光一文部科学大臣記者会見録（令和元年9月24日）より。
http://www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1421558.htm（最終確認；2019年9月30日）
- 4) 日本弁護士連合会「『スクールロイヤー』の整備を求める意見書」2018年1月18日。
https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2018/opinion_180118_06.pdf
最終確認2019年10月13日（以下、同文書からの引用の確認日は同じ）。
- 5) 同上1頁。「意見の趣旨」から。
- 6) 「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」中央教育審議会 2017年12月21日 21頁。
- 7) 同上15～16頁。
- 8) 同上16頁。
- 9) 同上18頁。
- 10) 学校教育法第37条第4項。同法第49条、第49条の8、第62条、第70条、第82条によって、それぞれ中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に準用されている。
- 11) 筆者は、子どもの最善の利益を追求することを自らの専門性とするスクールソーシャルワーカーが学校法制に組み込まれたことや、コミュニティスクールにおける学校運営協議会による校長の教育方針承認権等によって、学校に対して期待される「社会通念上合理的な範囲」には「子どもの最善の利益追求」が含まれてくるし、その内実の決定・了承には地域住民や保護者の合意が必

- 要であるという学校法環境が生まれてきていることを、児童生徒の法的地位論の論理を用いて考察している。山本裕詞「児童生徒の法的地位論から見えるSSWerの活動可能性」『東北の学校ソーシャルワーク 第8号』日本学校ソーシャルワーク学会東北ブロック 2019年7月、2～7頁。
- 12) 安藤博「スクールロイヤー論—学校に教育弁護士の力を—」『週刊教育資料 No,847』2004年5月、11～13頁。
 - 13) 和田仁孝、阿部昌樹、太田勝造『交渉と紛争処理』日本評論社、2002年5月。
 - 14) 安藤博、前掲書13頁。
 - 15) 菱村幸彦「スクールロイヤーの導入」『内外教育』時事通信社、2016年9月、23頁。
 - 16) 三木憲明「子どもの最善の利益のためのスクールロイヤー」『法学セミナー No,761』「ロージャーナル」日本評論社、2018年6月、001～002頁。
この他に、同主旨の論文として、三木憲明「特集2 子どもの視点から学校問題を考える スクールロイヤー制度化の経緯とその意義・目的」『自由と正義』69(1)、日本弁護士連合会、2018年1月、52～55頁。
 - 17) 加茂川幸夫「スクールロイヤーの制度化」『内外教育』「教育法規のあ・ら・か・る・と」時事通信社、2018年7月、19頁。
 - 18) 寺脇研「性急なスクールロイヤー導入は疑問だ」『内外教育』「時評 クォーターリー冬(12～2月)」時事通信社、2019年3月、24～26頁。
 - 19) 近畿弁護士会連合会 民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会〔編〕『事例解説 教育対象暴力～教育現場でのクレーム対応～』ぎょうせい 2015年10月。
 - 20) 同上、7～8頁。
 - 21) 小野田正利『「迷惑施設」?としての学校 近隣トラブル解決の処方箋』時事通信社 2017年6月。
 - 22) 同上、167頁。
 - 23) 神内聡、五十嵐裕美子、中野敬子、坂本順子「学校現場への弁護士の関わりの諸態様と課題(弁護士部会の活動紹介とともに)」『スクール・コンプライアンス研究』(5)スクール・コンプライアンス学会、2017年。
 - 24) 同上、75～76頁。
 - 25) 同上、76頁。
 - 26) ストップいじめ!ナビ スクールロイヤーチーム編『スクールロイヤーにできること』日本評論社 2019年2月。
 - 27) 同上、6頁。
 - 28) 同上、18頁。
 - 29) 山本裕詞「児童生徒の法的地位論から見えるSSWerの活動可能性」『東北の学校ソーシャルワーク 第8号』日本学校ソーシャルワーク学会東北ブロック 2019年7月、2～7頁。
 - 30) 樋口修資「第12章児童生徒の在学関係・生徒指導と法 1.在学関係と校則の制定」『教員・教職志望者のための教育法の基礎—教育政策の法制・組織・財務—』明星大学出版部 2010年 255～256頁。
 - 31) 兼子仁『国民の教育権』岩波新書 1971年など。
 - 32) 西原博史「親の教育権と子どもの権利保障」『早稲田社会科学総合研究』第14巻第1号 2013年 65～75頁。